

業務指示書

セネガル国バリューチェーン開発による水産資源共同管理促進計画策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年4月23日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 南雲 孝雄 Nagumo.Takao@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年4月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めず、ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の同員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水産セクターに係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/水産開発1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水産開発に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語又は仏語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水産開発 2/資源管理】

- 1) 類似業務の経験：水産開発/資源管理に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（セネガル 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語又は仏語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水産物輸出】

- 1) 類似業務の経験：水産物輸出に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年5月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
①パレットプロジェクト(施設整備を伴わないもの)の調達機材費、②パレットプロジェクト水産施設整備費(建設・機材整備)、③現地再委託費(施設設計・施工管理)
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(XOF1 = 0.215 円, US\$1 = 102.82 円, EUR1 = 141.43 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 5月12日(月) 17:00 ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 2階 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/水産開発1
水産開発2/資源管理
水産物輸出

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

47.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年5月22日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

セネガル国バリューチェーン開発による水産資源共同管理促進計画策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/水産開発1	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力：水産開発2/資源管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：水産物輸出	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

セネガル共和国(以下セネガル)の年間漁獲量は409,429トンである。この年間漁獲量のうちの約90%、370,448トンが零細漁業によるものであり(2010年水産局データ)、零細漁業には約60万人が従事している(同国就業人口の10.6%)。水産物の年間輸出量は82,155トンで国内総生産の1.3%、輸出総額の16%を占めている。また、国民は動物性タンパク質摂取量のうちの約70%を水産物から摂っている。

セネガル政府は、国家開発計画である「社会経済開発国家戦略(SNDES:2013-2017)」の中で、水産セクターを、「経済成長」及び「食料安全保障」に寄与すると位置付け、①水産資源の持続的管理、②生産と漁獲・養殖生産性改善、③水産資源の付加価値向上、の3点を目標として掲げている。また、2007年に策定された水産セクターの開発戦略「水産分野政策書簡(LPS)」にも同様の目標を掲げている。

一方で、これまでセネガルでは水産資源が十分に管理されず、同国における商業的価値の高い輸出対象魚種を中心とする水産資源の漁獲量減少と漁獲物の小型化について課題があることが判明している。さらに、漁獲物は船上、水揚げ場、流通段階で適切に管理されないため、品質が保持されず、消費者のもとに届くまでに大きく品質が劣化しているという状況もある。その結果、輸出に際しセネガルの大手水産企業はEUの衛生基準を遵守した品質・衛生管理を行えるが、小規模企業は、品質管理、加工、マーケティングの力が弱く販売の拡大ができない状況にある。

このような状況の下、水産物の資源管理に基づく水産物の適正な付加価値化の開発計画策定を実現するために、セネガル政府から我が国に「バリューチェーン開発による水産資源共同管理促進計画策定プロジェクト」(開発計画型技術協力)の要請がなされた。

本要請を受け、JICAは2012年6月～7月に詳細計画策定調査団を派遣し、2013年8月には漁業・海事省及び経済財政省との間で討議議事録(R/D)の署名を行った。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

セネガルの「持続可能な漁業」の振興を支援する観点から、ンブール県をセネガルにおける零細漁業のモデル地域にするため、ンブール県における水産分野の現状・課題にかかる包括的な調査を行い、パイロットプロジェクトの実施を通じてンブール県水産物のバリューチェーン開発マスタープラン及びアクションプランを策定する。

(2) 期待される成果

- (ア) ンブール県の水揚げ地における共同資源管理の実施状況と、バリューチェーン各過程(漁獲・水揚げ・加工・流通・販売)の現状と課題が把握される。
- (イ) 上記課題解決のためのアプローチが提案され、その実効性がパイロットプロジェクトの実施によって確認される。
- (ウ) 上記成果をもとに、ンブール県における水産資源の共同管理の促進に資する水産物のバリューチェーン開発マスタープラン/アクションプラン(案)が作成される。
- (エ) 作成されたプランが漁業・海事省によって承認され、関係者に周知される。

(3) 対象地域

ティエス州ンブール県

(4) 関連官庁・機関

責任機関：漁業・海事省

実施機関：漁業・海事省水産局、企業水産加工局、調査計画室

関係機関：漁業・海事省 ティエス州水産支局、ンブール県水産支局、ンブール県内の水産支所

(5) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

対セネガル国別援助方針(2012年5月策定)では、重点分野の一つに「持続的な経済成長の後押し」を掲げており、その中で開発課題の一つとして位置づけられている第一次産業の振興の中に「<持続可能な漁業>振興プログラム」がある。本プロジェクトに関連する主な援助活動としては、以下の3つが挙げられる。

(ア) 技術協力プロジェクト「漁民リーダー・零細漁業組織強化プロジェクト(COGEFAS)」

(2009年-2012年)

(イ) 科学技術研究員派遣・技術協力個別案件「海藻資源の潜在量評価研究」

(2013年-2015年)

(ウ) 個別専門家「水産行政アドバイザー」

(2013年-2015年)

3. 業務の目的

本業務は、水産資源のバリューチェーン開発(最適な付加価値化)を通じた水産資源共同管理の促進を基本理念とし、セネガルにおける零細漁業の拠点となっているティエス州ンブール県において長期的(10年)な水産資源のバリューチェーン開発マスタープランとアクションプランを策定することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2013年8月にJICAと漁業・海事省及び経済財政省との間で署名された討議議事録(R/D)に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) バリューチェーン開発

水産物バリューチェーンとは、漁獲—水揚げ—加工—流通—販売—消費等の各段階で実施される活動の全てを含むものと定義する。本プロジェクトでは、バリューチェーン開発が持続的な水産資源の共同管理を促進するように十分に配慮する。

対象魚種としては、資源減少が言われ水産資源共同管理の取り組みが必要とされている商業価値の高い魚種とする。また、それらの輸出先は主にEUやアジアであることから、バリューチェーン分析を行う際には、市場をEUやアジア(日本を含む)に設定する。日本については、様々な課題から、現在は輸出量が少ないもしくは輸出が出来ていないが、これら課題を改善することにより輸出量増加が可能となる水産物についても分析する。

第1年次に実施する予定のバリューチェーン分析においては、ンブール県産EUおよびアジア向け輸出水産物のバリューチェーン全体を把握した上で、各段階で付加される価値(バリュー)とはどのようなものか、また各段階におけるアクターが何を価値(バリュー)として捉え、何を求めているのか、さらには具体的に何をどのように改善すべきか、またその改善が誰に裨益するのかを経

済的側面を含め、明らかにしていく。さらにバリューチェーン開発を促進する法的枠組み、制度的枠組みについて確認し、整備に向けて関係者と協議を行う。

(2) マーケティング

マーケティング活動では、想定される販売先(EU 諸国や日本を含める)のニーズを把握し、品質改善を行い、品質をある程度高めた後、販売促進やPRに係る活動(シーフードショーへの出展等)を戦略的に展開していく。また輸出国内の既存流通ルートを活用した販売と並行して、消費者へ直接販売するための新規流通ルートの開拓も検討をする。その際、輸出対象国や対象魚種の絞り込みを戦略的に行い、JICA や日本の関連機関が行っている官民連携事業の活用についても積極的に検討をする。なお、プロジェクト実施によりマイナスの影響を受ける可能性のある現地関係者とのトラブルを回避するためにも、既存流通システムを極力活用しながらプロジェクトを実施することに留意する。

(3) 水産資源の共同管理

漁獲量の飛躍的な増加を受け、水産資源の減少の問題に直面していることから、JICA は 2003 年から開発調査「漁業資源評価・管理計画」を実施し、漁民を主体としたボトムアップアプローチを活用して、行政と漁民とによる「Co-gestion(水産資源の共同管理)」を導入した。続いて実施した技術協力プロジェクト「漁民リーダー・零細漁業組織強化プロジェクト(COGEPAS)」(2009 年-2012 年)では、本プロジェクトの対象地域であるンブール県においても零細漁業で漁獲される輸出対象魚種(底魚)の共同管理体制の確立を目指していた。本プロジェクトと COGEPAS は、ンブール県の輸出に対応した零細漁業の課題に対し、相互的にプロジェクト成果の強化と普及の効果を持つ関係にある。具体的には、COGEPAS が確立を目指していた共同管理による資源管理計画の実行性を高めて普及させる為、本開発計画調査は COGEPAS の対象魚種を含む水産物のバリューチェーン開発のアプローチの明確化(適切な付加価値化)を行い、水産資源の共同管理の促進に寄与するものとする。

(4) パイロットプロジェクトの実施

(ア) アプローチの検討

詳細計画策定調査では、課題解決のために以下6つのアプローチが提案された。本プロジェクトでは、可能な限り全 6 アプローチを取り上げ、各アプローチについて1件以上のパイロットプロジェクトを実施し、その有効性について検討する。これら以外のアプローチ、パイロットプロジェクトについては、第 1 年次における現状調査の結果や現場の状況・実施体制を踏まえて提案することも可とする。

- ① 漁法改善アプローチ
- ② 品質管理アプローチ
- ③ 流通改善アプローチ
- ④ 証明制度改善アプローチ
- ⑤ 新規市場、新製品開拓アプローチ
- ⑥ 認証制度活用アプローチ

パイロットプロジェクトの実施決定の際は、カウンターパート、現地関係者及び JICA と協議する。なお、パイロットプロジェクトによっては、バリューチェーン開発を促進するための法的枠組みや制度的枠組み整備が必要となる可能性があるところ、枠組み整備に向けては現地関係者及び JICA と協議を行う。

(イ) パイロットプロジェクト利害関係者への配慮

各パイロットプロジェクトの利害関係者を明確に定義し、パイロットプロジェクト実施による村間、関係者間(例えば「漁民と仲買人間」や「仲買人と加工工場間」)、漁民間(例えば「刺網漁業者と浮魚漁業者間」)への影響を分析する。その上で、パイロットプロジェクト目指す将来像について関係者の共通認識を得る。利害関係者の理解により、策定されるマスタープランをより実現可能なものにする。

(ウ) パイロットプロジェクト実施体制

コンサルタントは、漁業・海事省水産局に中央事務所を置き、ンブール県に地方事務所を設けて活動する。パイロットプロジェクトの実施体制は、中央とンブール県の行政官やンブール県の漁民に加え、水産物を販売する仲買人やセネガルの水産加工会社と協力することも考える。また、セネガルの水産会社が取引を行う外国の水産会社・商社や、COGEPAS が能力強化を行った漁民リーダー・零細漁業組織も協力の対象として検討する。

ンブール県においてプロジェクトの活動のフォロー・管理・実施促進と調整の役割を担う実施委員会を組織する。

(エ) パイロットプロジェクト実施に係る水産施設の整備(施設建設及び機材調達)

施設の整備を伴うパイロットプロジェクト(アプローチ②及び③に相当)の実施には、市場から要求される品質・取扱量への対応や、セネガル衛生基準への適合のために施設建設と機材導入が必要となる。その規模や内容については詳細策定計画調査で提案された案のうち、「既存水揚げ場の改修(プロジェクトにより必要施設・機材を整備する場合)」を念頭に置き、第1年次の現地調査の結果を経て決定する。現地での建設事業は JICA の調達にかかる規定を順守し実施する。なお、パイロットプロジェクトはコンサルタントが契約主体となることを想定しているが、建設の規模によっては JICA が施主となり直接建設業者と契約して実施することも想定する。その際、コンサルタントは、これらの円滑な実施に必要な入札補助、設計、施工監理等の業務に従事する。具体的には以下のとおり。

プロジェクト開始後の現状調査結果に応じて、ンブール県の既存水揚げ場や漁村等において建設サイトの選定を行う。土地については、JICA 及びセネガル関係省庁との協議を通じて、JICA 環境社会配慮ガイドラインを遵守の上、セネガル側が確保する。コンサルタントは、セネガル側が実施する環境社会配慮の手続きが適正に実施されるか確認する。

海岸浸食調査及び測量を含む施設・設計調査、施工・調達事情調査、現場踏査等を踏まえた必要書類(無償資金協力事業の概略設計概要書の項目を網羅する)の作成と入札図書等調達に必要な関連資料の作成を行う。また、これらの内容を JICA 及び漁業・海事省など関係機関に対し説明を行う。

各種調査・設計にあたっては、現地業者の再委託も可とする。設計・積算にあたっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(補完編を含む)を参照するが、本案件の特性と求められる水準、セネガルの一般的な設計レベルや積算手法を踏まえ、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料(水量計算表、設計総括表、積算総括表等)の作成を行う。

施工監理にあたっては、コンサルタントから現地業者への再委託も可とし、効率的に監理を行える体制を組むこととする。建設資機材は原則的に現地調達とし、施工業者の選定は現地での資格審査付き入札(事前審査または同時審査)による現地業者の選定を基本とする。またグレードについては、事業効果を検証するに十分な品質を満たしつつ、工期とコストを縮減するため、セネガルにおける建築関連基準・法令、一般的仕様に則った設定とする。

工期については、詳細策定計画調査の時点では、入札準備・入札・契約等の準備期間を7カ月程度、施設建設・資材調達機関を5か月程度と想定しているものの、詳細はプロジェクト開始後の現状調査を踏まえて、JICA、完工引渡後の利用者となる漁業・海事省との協議を経て決定する。

(5) マスタープランの位置づけ

漁業・海事省は2007年に策定された水産セクターの開発戦略「水産分野政策書簡(LPS)」に基づいて水産政策を展開している。本プロジェクトのマスタープラン策定においては、今後、本水産分野政策書簡(LPS)の改定版策定の動きが出た際には、その水産分野政策書簡(LPS)のアクションプランと適切に同調するよう関係機関と綿密な協議を行う。

(6) 実施体制

本プロジェクトの責任機関は漁業・海事省となり、実施機関は漁業・海事省下の水産局、企業水産加工局、調査計画室となる。プロジェクトディレクターは漁業・海事省水産局長が務め、活動の監督、プロジェクト実施に伴う問題の解決、プロジェクトマネジャーの任命を担う。プロジェクトマネジャーは水産副局長を想定しており、プロジェクト総括のカウンターパートとなりプロジェクト全体の調整を行う。また、漁業・海事省企業水産加工局長とティエス州水産支局長は、共にプロジェクトディレクターを補佐する。漁業・海事省調査計画室は予定されている活動の内、特にマスタープラン/アクションプランの作成の任を担うことになる。

各実施機関からは、主任カウンターパートが1名ずつ選出され、それぞれの機関内での連絡調整を行うとともに、コンサルタントとプロジェクト各活動の調整を行う。また、ンブール県水産支局長は、現場における活動支援を行い、ンブール県各地の水産支所員は現場レベルでのカウンターパートとなる。

(7) 広範な利害関係者の参加促進

活動ごとの利害関係者を明確に定義し、重要な関係者の関与を担保することで効率的・効果的なバリューチェーン開発を目指す。

(8) ローカルリソースの積極的活用

現地の文化的・経済的背景や社会制度・慣習に精通し、現地語でのコミュニケーションが可能なローカル人材を積極的に活用する。

(9) 他ドナーとのパートナーシップ

水産資源管理や水産物の付加価値化については、世界銀行、米国国際開発庁、国連食糧農業機関も活動を行っている。本業務は、制度、組織面の提言も含まれることから、漁業・海事省の水産行政アドバイザーと協力し、関連ドナーとの密接なコミュニケーションを通じ、グッドプラクティスの共有を図りつつ、マスタープラン活用の促進を行う。

(10) 環境社会配慮

本プロジェクトは、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下「JICA 環境ガイドライン」)に照らし合わせると、環境カテゴリはCに分類される。また、パイロットプロジェクトサイトの設定によって、環境カテゴリが変更となる可能性がある。JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、施設建設の実施に際しては、規模に応じて本プロジェクトでは戦略的環境アセスメントを適用し、環境社会配慮面からの代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。施設計画の立案においては、周辺環境への影響が最小限とな

るよう配慮する。施設建設の実施に伴う住民の用地取得・住民移転は最小限にとどめるべきであるが、施設建設計画サイト内で住民や商業活動を行っている者の移動が必要となり、これらの人々に対する生計回復支援策案、及び移動不可能な構造物の移転が想定される場合には、それらの構造物に対する再取得価格に基づく補償等の計画案を策定する必要がある。また、セネガルの環境影響評価制度に係る手続きを含め、セネガル側が行う必要がある手続きについては、コンサルタントが関係者と連携し協働で進め、随時 JICA へ進捗を報告する。

6. 業務の内容

【第 1 年次 (2014 年 6 月～2015 年 3 月)】

(1) 事前準備

(ア) 関連資料・情報の収集、分析等

本プロジェクトに必要な資料(各種報告書、セネガルの基本情報・政策、他ドナーの事業報告書、その他入手可能な文献等)を収集、整理、分析する。

(イ) プロジェクトの全体計画及び施設建設計画の検討

本プロジェクトの目的を踏まえ、上記(1)にて収集・分析した情報に基づき、プロジェクトの全体計画(調査内容、スケジュール等)及び施設建設に関するパイロットプロジェクトの計画について検討する。

(ウ) インセプションレポート案の作成

本プロジェクトの目的を踏まえ、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、手順、実施スケジュールなどを検討した上で、インセプションレポート案に取りまとめる。記載事項については、「7. 成果品等」を参照する。

(エ) インセプションレポートの概要説明及び修正

インセプションレポート案を JICA と協議の上、必要な修正を行い成案としたのち、セネガル関係機関及び関連する他ドナー等へ説明する機会を持ち、説明・協議を行い、関係機関から広くコメントを求め、必要に応じて加筆修正を行う。その後、同結果を踏まえた内容を合同調整委員会にて説明し、プロジェクト実施計画・内容・手法について合意する。

(2) 実施体制等の確認

(ア) 合同調整委員会・実施委員会設置への支援

本プロジェクトの実施に際してセネガル関係者が合同調整委員会と実施委員会を設置・開催することは先方と合意済みであるが、その状況を確認するとともに、必要に応じ設置及び活動の支援を行う。なお、合同調整委員会と実施委員会のメンバー機関は合意文書(R/D)に記載のとおりである。

(イ) パイロットプロジェクト実施体制、関係者の確認

パイロットプロジェクト案の実施主体となる漁業・海事省ンブール県水産支局、協力会社(海外)、協力会社(セネガル内)、対象漁業従事者組織等とパイロットプロジェクト案(施設建設が生じるも

のを含む)の実施工程、実施方針、技術移転の工程を協議し、理解を得る。また、フォーカルパーソン(実務担当者・責任者)を特定する。

(ウ) ステークホルダー会議の開催

漁業・海事省を主とする漁業関係者(零細漁業地方評議会、漁民組合、仲買人グループ、住民等)を対象として、ステークホルダー会議を開催し、本プロジェクトについて説明し、彼等の要望・意見等を収集する。説明はカウンターパートと共に行う。

(エ) 情報公開、広報の体制整備・実施

JICA 及び漁業・海事省と協議の上、プロジェクトのウェブサイトを立ち上げ、プロジェクト期間を通じて進捗状況や成果品を公開する体制を整えるとともに、プロジェクト紹介パンフレットや定期的なニュースレターの発行等により、プロジェクト活動を周知する。

(3) 現状調査及び分析

以下にあげる調査・分析項目以外で必要と判断される調査・分析事項については、プロポーザルの中で提案すること。

(ア) 水産政策等に関する調査・分析

「水産分野政策書簡(LPS)」の実施状況やその他の水産関連政策の内容および実施状況について調査・分析を行い、報告書に記載する。

(イ) 漁業関連活動に関する調査・分析

以下の調査を通じ、セネガル全体及びンブール県の各水揚げ地(施設のある水揚場と施設の無い水揚げ浜を含む)の詳細なプロフィールを作成する。

- ① 漁業活動調査分析(季節毎の漁獲対象種、漁獲量、漁場等の基礎的情報の収集分析)
- ② 資源管理活動調査分析(資源管理対象種、資源管理計画、実施状況等の基礎的情報の収集分析)
- ③ 流通調査分析(流通魚種、形態等の基礎的情報の収集分析)

(ウ) バリューチェーン調査・分析

以下の調査を通じ、セネガル全体及びンブール県の各水揚げ地の課題を分析する。

- ① バリューチェーン各過程における課題の技術的および社会・経済的調査分析
(例) 水産物流通経路及び流通量等の精査、バリューチェーン各段階(漁獲、水揚げ、国内流通、輸出加工、海外流通、海外販売、海外消費)の活動内容、労働環境等状況、従事者の種類(零細漁民、仲買人、運搬者、民間企業等)、従事者の数、従事者の経営状況・収益・嗜好、従事者への支援制度(金融等)、出荷してきた市場又は今後進出可能性のある市場ニーズ
- ② バリューチェーンにおける要求要件
(例) 量、時期、品質、衛生管理、加工形態、パッケージング等の調査・分析

(エ) 水産施設建設一般事情の調査

以下の調査を通じ、パイロットプロジェクト実施の際に必要な水産施設建設のための情報を収集する。

- ① 水産施設整備状況調査分析

- (例) 施設の有無、建設計画の有無、運営状況等の基礎的情報の収集・分析
- ② 海岸浸食調査に基づく地質・自然条件及び建築構造、及び現地の一般的な建設事情調査
 - (例) 施工実績、工事費、施工業者及びその技術レベル、一般的な施工体制、建設材料等
- ③ 関連法規・規制・環境社会配慮手続きの確認
 - (例) 環境社会配慮(環境影響評価、情報公開等)に関する法令や基準等、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離、関係機関の役割等

(4) マスタープラン案とアクションプラン案

(ア) マスタープラン案とアクションプラン案の作成

上記の調査分析結果に基づき、ンブル県における水産資源の共同管理の促進に資するバリューチェーン開発マスタープラン案とアクションプラン案を策定する。マスタープラン案の構成に関しては、以下の内容を想定しており、これに基づき目次案をプロポーザルで提案すること。

- ① 水産資源管理の状況
- ② バリューチェーンにおける課題の抽出及び分析
- ③ マスタープランのビジョン
 - 例) 持続的な漁業の達成 等
- ④ マスタープランのゴール
 - 例) ンブル県における水産資源管理の促進 等
- ⑤ マスタープランの戦略
 - 例) 「漁法アプローチ」「品質管理アプローチ」
- ⑥ アクションプラン概要
- ⑦ セネガルへの提言

(イ) マスタープラン案とアクションプラン案の説明・協議

マスタープラン案及びアクションプラン案について、JICA に対して説明・協議を行い、コメントを反映する。その後、漁業・海事省等関係機関に対して説明・協議を行うとともに、漁業関係者やドナー等を集めたセミナーを開催し広く意見を聴取した上で、合同調整委員会の承認を受ける。相手国負担事項、運営体制、維持管理体制の整備等については十分に先方と協議する。

(ウ) 本プロジェクト開始に際したセミナーの開催

漁業・海事省と共同で、他の開発パートナーを対象として、プロジェクトの開始及びマスタープラン案の内容を周知するためのセミナーを実施する。その際に出席者が将来のファイナンス元であることを念頭に入れた売り込みを行うこと。

(5) パイロットプロジェクトの実施準備

(ア) パイロットプロジェクトの選定

パイロットプロジェクトについては、詳細計画策定調査を参照してマスタープランおよびアクションプランへ反映させる内容を検討する。水産施設整備に係る費用を除いたパイロットプロジェクト実施に係る費用(技術移転研修・マニュアル作成・漁具等の機材等)は3,300万円程度とし、うち調達する機材については別見積りで提案をする。提案時には、以下の点に留意する。

- ① 実施主体、受益者自身の主体的な事業実施を促進する。

- ② バリューチェーン全体へのアプローチを意識し、現状調査で把握された課題に対して、詳細計画策定調査で提案された全6つのアプローチを可能な限り取り上げることとする。以下のパイロットプロジェクト案を参考に各アプローチにつき1件以上(合計6件以上)のパイロットプロジェクトを本プロポーザルで提案する。これら以外のアプローチ、パイロットプロジェクトについては、プロポーザルにて提案をする、もしくは第1年次における現状調査の結果や現場の状況・実施体制を踏まえて提案することも可能とする。一つの課題に対し全アプローチを実施するのではなく、課題毎に必要なアプローチを各々実施するが、いずれの場合も他のアプローチにおける改善の方向性を確認しつつ進める。
- a. 漁法改善アプローチ
 - パイロットプロジェクト案1「タコつぼ漁の導入」
 - パイロットプロジェクト案2「タチウオ釣り漁法の導入」
 - b. 品質管理アプローチ
 - パイロットプロジェクト案3「頭足類輸出用水揚げラインの整備・運営」
 - パイロットプロジェクト案4「甲殻類の出荷調整及び観光産業への高付加価値商品の出荷」
 - c. 流通改善アプローチ
 - パイロットプロジェクト案5「輸出向け頭足類の品質管理・共同出荷」
 - パイロットプロジェクト案6「小規模水揚げ場整備・運営維持管理体制の確立及び認証取得」
 - d. 証明制度改善アプローチ
 - パイロットプロジェクト案7「小漁村間流通ネットワークの構築」
 - e. 新規市場、新製品開拓アプローチ
 - パイロットプロジェクト案8「ンブル水産物の日本・アジア向けマーケットの開拓」
 - パイロットプロジェクト案9「コールド・チェーンに依存しない商品の開発」
 - f. 認証制度活用アプローチ
 - パイロットプロジェクト案10「エコラベル・漁業認証制度の導入」
- ③ パイロットプロジェクトの実施は、カウンターパート、現地関係者及び JICA と協議を経て決定する。その際は必要に応じて契約の変更を行う。
- ④ 市場から要求される品質・取扱量への対応やセネガルの衛生基準への適合のために、アプローチ(b.品質管理アプローチ及び c.流通改善アプローチを想定)によっては、水産施設建設・機材整備が必要となる。水産施設建設・機材整備に際しては、詳細策定計画調査報告書にも記載されている通り、「新規施設の建設」「既存施設の改修」「民間会社との協力」が検討されたが、プロポーザル時点では「既存水揚げ場の改修(プロジェクトにより必要施設・機材を整備する場合)」を想定してコンサルタントの配置についての積算を行う。ただし、施設建設・機材の整備についての積算はプロポーザルでは不要とする。第1年次の現状調査を通じて他の可能性も検討し、必要に応じて契約変更を行う。
- ⑤ パイロットプロジェクトによっては、バリューチェーン開発を促進するための法的枠組みや制度的枠組み整備が必要となる可能性があるところ、枠組み整備に向けては現地関係者及び JICA と協議を行う。
- ⑥ マーケティングの観点から以下の点を積極的に実施する。

- a. 選択と集中の観点から、輸出対象国や対象魚種の絞り込み
- b. 対象魚種の販売促進やPRに係る活動
- c. 官民連携事業

(イ) パイロットプロジェクトの実施計画案の策定

以下の内容を含む実施計画案を策定する。なお、施設建設を行うパイロットプロジェクトについては、この時点で機材計画案、施設計画(意匠、構造、設備)案、施工計画、調達計画案を作成し、実施計画案に盛り込む。

- ① 実施工程及び予算・資金計画
- ② 実施方針(パイロットプロジェクトを通じて検証する項目、マスタープランとアクションプランとの関係)
- ③ 実施詳細(サイト、対象者、上位目標、目的、成果、活動、技術移転計画、想定されるリスクとその回避法、実施・監理・モニタリング体制)
- ④ 相手国負担事項、運営体制、維持管理体制等
- ⑤ パイロットプロジェクトの評価方法
- ⑥ 事業の便益及び結果の波及方法(経験共有セミナー開催等を含む)
- ⑦ 広報計画

(6) 施設建設を行わないパイロットプロジェクトの開始

(5)(イ)で策定された実施計画に沿い、パイロットプロジェクトを開始する。パイロットプロジェクトの裨益効果・精度及び裨益者の当事者意識を向上させるため、漁業従事者等の裨益者、実施主体に対して現地調査で行った問題分析結果を共有し、パイロットプロジェクトの詳細実施計画の立案を漁業従事者等裨益者及び実施主体と参加型で実施する。なお、実施においては、カウンターパート及び対象となる漁業従事者等の自主性が確保され、本プロジェクト終了後もカウンターパート、漁業従事者等が主体となって問題を解決できるよう、関連機関・組織等との信頼関係及び効果的な連携・協力の仕組みの構築に留意する。

(7) 施設建設を伴うパイロットプロジェクトの準備

(ア) 施設計画・設計の検討

施設整備を伴うパイロットプロジェクトを実施する場合、検討にあたっては予算及び現状調査の結果を踏まえて計画を行う。

(イ) 機材計画の検討

機材計画(製氷機・貯氷庫・冷蔵庫、魚函、鮮魚保冷箱等)は普及段階を見越して実施機関の技術レベル、運営能力、メンテナンスの容易さ(代理店、アフターケア、サポート体制、スペアパーツの入手等)を十分に考慮する。

(ウ) 施工計画の検討

関連法規、規制、自然条件、環境社会配慮調査結果を考慮の上、適切な施工計画を策定する。

(エ) 調達計画の検討

セネガル内における資機材の調達先(現地調達、第三国調達、本邦調達)、調達方法、調達価格、輸送経路、荷揚げ港における通関手続き、輸送梱包費を調査し、適切な調達計画を策定する。なお、資機材の購入、輸入にあたっては、合意文書(R/D)の枠組みの中で免税手続きを取る予定

であるが、JICA と連携しつつ、必要な手続きを確認・実施する。なお、機材の調達・据え付けにあたっては、再委託も可とする。

(オ) 環境社会配慮

施設建設を含むパイロットプロジェクトの実施に際しては、セネガルの環境社会配慮に係る手続きや工程を確認するとともに、JICA 環境社会配慮ガイドラインを遵守した対応を行う。水産物の水揚・保管・検査施設、製氷設備、便所等の建設に伴い地下水を利用する場合、セネガルの制度により初期環境調査が必要となると考えられることから、セネガル関係機関と協働で手続きを進める。

(カ) 先方政府側の負担事項の確認

パイロットプロジェクトで実施する施設建設・機材調達に係る先方負担事項については詳細計画策定調査でミニッツにより合意されている。同調査の報告書を参考にしつつ、建設対象物の選定や、設計内容・仕様・品質レベルの承認行為、土地工事用地の確保、電気・水道等ユーティリティー引き込み、開発許可の許認可、工事安全確保、免税、資機材輸送、登記、引き渡し後の運営維持管理等について、各々の責任所在、必要手続き、実施フロー等を関係機関と協議する。

各関係機関のフォーカルパーソンを定め、各種処理を滞りなく進めるための連絡調整体制(実務者レベルでの Steering committee の設立など)を確保する。

(キ) 施設建設、機材調達にかかる設計概要書案の作成及び説明、運営維持管理体制の合意

現状調査等を踏まえ、具体的な施設計画、設計図、特記条件書、施工/施工監理計画(施工方針、施工上の留意点、施工区分、工程計画、品質・出来形管理計画、資機材等調達計画、安全衛生管理計画)、海岸浸食や海水の浸水などによるリスク分析・緩和策、施設運営計画、維持管理計画を含む設計概要書案を取り纏める。

設計概要書案については、JICA に対して説明・協議を行い、コメントを反映させた後、漁業・海事省等関係機関と協議し、相手国負担事項、運営体制、維持管理体制の整備等、先方の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策につき合意する。

(ク) 入札関連資料の作成

入札図書案を作成し、JICA に提出する。入札図書は以下の項目を含むことを想定するが、現地の調達事情に合わせ、適切な項目を確定する。

① 入札事前審査段階(P/Q)

現地で一般的に入札事前審査が行われており、入札事前審査を行うことが適当であると判断される場合、入札事前審査図書案を作成する。

② 入札段階

JICA 事務所が行う入札関連業務の参考資料として以下を含む関連資料を作成する。

- a. 入札招聘状(案)
- b. 入札指示書(案)
- c. 入札状(案)
- d. 契約書(案)
- e. 契約条件書(案)
- f. 技術仕様書(案)
- g. 設計図面(案)
- h. 数量計算表(案)

(8) プロGRESSレポート1の作成

【第2年次以降(2015年4月～2017年11月)】

(9) パイロットプロジェクトの実施

(ア) パイロットプロジェクトのモニタリング

- ① パイロットプロジェクトを実施する過程で生産された水産物を実際に流通させ、その実施プロセス及び結果を評価し、抽出される教訓、課題等をマスタープラン案とアクションプラン案に反映する。
- ② パイロットプロジェクトを実施する過程で生産された水産物のマーケティング(販売促進やPRに係る活動)を行い、その実施プロセス及び結果を評価し、抽出される教訓、課題等をマスタープラン案とアクションプラン案に反映する。

(イ) 水産施設建設、施設監理に関する業務

- ① JICA が実施する施設建設・機材調達事業について、建設・調達業者との契約までの手続き(PQ、公示、入札説明会、入札図書が発給、開札・入札審査、入札評価、契約交渉、落札者決定、契約準備)の技術的支援を行い、JICA 及び漁業・海事省等関係者に対し、定期的に進捗報告を行う。
- ② 着工後、施工監理を行い、工事事業の進捗について技術的に把握し、資材の品質、規格、施工物の品質、出来形等が契約書に規定されているものと相違ないか確認する。万一、契約書に規定されている内容を満たさない場合は、技術的観点からそれが許容範囲内であるかを判断し、JICA 及び漁業・海事省関係者と協議のうえ、対応を決定する。
- ③ 設計変更やスケジュールの変更が必要な場合には、JICA 及び漁業・海事省関係者と協議のうえ、対応を決定する。
- ④ 施設建設の竣工時や機材の据付等の完了時に、漁業・海事省等関係者の立ち会いの下、JICA が行う竣工検査に対する技術的助言を行う。工事出来形の他、発注者に提出される竣工図書(竣工図、工事写真、品質管理報告書、保全に関する書類等)が適正に作成されているか、その内容についても十分に確認し、JICA に報告する。
- ⑤ 漁業・海事省によって竣工式が開催される場合には、その支援を行う。
- ⑥ 各種パイロットプロジェクトを実施する過程で、事業の円滑な実施を図るために必要となる各種マニュアル(施設設備、機材の維持管理を適切に行うための「維持管理マニュアル」等、作成言語はフランス語及び日本語)を作成し、マスタープラン案とアクションプラン案にフィードバックする。
- ⑦ 施設運営体制、維持管理体制の確立に必要な技術指導及び支援を行う。
- ⑧ JICA が実施する工事については、完工から1年間の瑕疵担保期間を設定する。このため完工後1年を目処に、漁業・海事省等関係者の立ち会いの下、JICA が行う瑕疵検査に立会い、技術的助言を同事務所に行う。
- ⑨ 瑕疵検査によって問題が明らかとなった場合は、その現状を的確に把握するとともに、その原因を究明し、JICA が行う対応策について技術的な提言と補助を行う。

(10) 本邦研修の実施

新規市場、新製品開発を目的とした本邦研修を実施する。その際、日本で開かれるフードショー等の水産品展示会へ出展をする他、水産関係者を対象としてセネガルの水産事情を紹介するセミナーを開催し、日本の水産業界との意見交換をする機会を持つ。第2年次及び第3年次に各2人を対象に約2週間の研修を行うことを想定している。

なお受注者は本研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修員実施ガイドライン(2014年4月改訂版)」に沿って以下の業務を行う。

- ① 研修員の人選
- ② 応募書類の取り付け支援
- ③ 研修日程・カリキュラム作成(研修工程計画表)
- ④ 講師の手配
- ⑤ 見学先・実習先の手配
- ⑥ 教材の作成、研修教材の著作権処理
- ⑦ 研修場所及び必要資機材の手配
- ⑧ 講義・実習・見学の実施

(11) インテリムレポートの作成

(12) プロGRESSレポート2, 3の作成

(13) マスタープランとアクションプランの最終案の策定

(ア) これまでのパイロットプロジェクトの結果を分析・考察の上、マスタープラン(最終案)とアクションプラン(最終案)を作成し、承認準備を行う。

(イ) 漁業・海事省や経済財務省等の関係省庁においてマスタープラン(最終案)とアクションプラン(最終案)の承認手続きを支援する。

(ウ) 承認されたマスタープランとアクションプランをそれらプランの関係者やドナー等に最終報告説明を行う。

(14) ドラフト・ファイナルレポートの作成・協議

ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議(2017年9月ごろを目処)

承認過程のマスタープラン(最終案)とアクションプラン(最終案)を中心に本プロジェクトの成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA及び漁業・海事省に説明・協議し、了解を得る。

(15) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する漁業・海事省及びJICAのコメントを受けて、承認されたマスタープランとアクションプランを含めたファイナルレポートを作成し、JICAに提出する。

7. 成果品等

成果の進捗状況については、業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第一年次はプロGRESSレポート1、第二年次はファイナルレポート(部分払いの中間成果品はプロGRESSレポート2及び3)とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、成果品の使用権は、JICAに帰属し、コンサルタントはJICAの許可なく他に引用または転用してはならない。成果品の提出時期及び記載事項、体裁は以下のとおり。

(1) 報告書

- (ア) インセプションレポート 提出時期: 2014年6月
 記載事項: プロジェクトの背景、プロジェクトの目的、プロジェクトの実施方針(アプローチ等全体概念図の作成を含む)、プロジェクトの内容と実施方法(作業項目、手法、アウトプット等)、作業計画(作業工程フローチャート、日程、現地再委託の内容等)、プロジェクト実施体制(C/P 機関、プロジェクトの国内支援体制等)、団員の構成と各団員の担当作業及び作業期間、提出する報告書及び成果品、必要なデータと入手状況、便宜供与依頼事項、技術移転実施方針、付属資料「合意文書(R/D)」、その他プロジェクト実施上で必要な項目
 部数: (和文) 簡易製本 6部(在セ大使館1部、事務所3部、農村開発部2部)
 (仏文) 簡易製本 13部(セネガル10部、在セ大使館1部、事務所2部)
 (CD-R) 3部(在セ大使館1部、事務所1部、農村開発部1部)
- (イ) プログレスレポート1 提出時期: 2015年3月
 記載事項: 第1年次の活動実績・考察等
 (現地調査の内容と結果、マスタープラン案とアクションプラン案の内容・説明、パイロットプロジェクト実施計画案と設計概略書案の内容・説明、現地調査中に実施した技術指導・移転の内容等)
 部数: (和文) 簡易製本 6部(在セ大使館1部、事務所3部、農村開発部2部)
 (仏文) 簡易製本 13部(セネガル10部、在セ大使館1部、事務所2部)
 (CD-R) 3部(在セ大使館1部、事務所1部、農村開発部1部)
- (ウ) インテリムレポート 提出時期: 2015年11月
 記載事項: これまでの活動とその結果概要
 部数: (和文) 簡易製本 6部(在セ大使館1部、事務所3部、農村開発部2部)
 (仏文) 簡易製本 13部(セネガル10部、在セ大使館1部、事務所2部)
 (CD-R) 3部(在セ大使館1部、事務所1部、農村開発部1部)
- (エ) プログレスレポート2 提出時期: 2016年3月
 記載事項: 第2年次の活動実績、考察等(パイロットプロジェクトの進捗及び分析、人的・組織的能力の向上に係る状況、マスタープラン案とアクションプラン案の改訂版等)
 部数: (和文) 簡易製本 6部(在セ大使館1部、事務所3部、農村開発部2部)
 (仏文) 簡易製本 13部(セネガル10部、在セ大使館1部、事務所2部)
 (CD-R) 3部(在セ大使館1部、事務所1部、農村開発部1部)
- (オ) プログレスレポート3 提出時期: 2017年3月
 記載事項: 第3年次の活動実績、考察等(パイロットプロジェクトの進捗及び分析、人的・組織的能力の向上に係る状況、マスタープラン案とアクションプラン案の改訂版等)
 部数: (和文) 簡易製本 6部(在セ大使館1部、事務所3部、農村開発部2部)
 (仏文) 簡易製本 13部(セネガル10部、在セ大使館1部、事務所2部)
 (CD-R) 3部(在セ大使館1部、事務所1部、農村開発部1部)
- (カ) ドラフトファイナルレポート 提出時期: 2017年9月

- 記載事項: これまでのパイロットプロジェクトの結果、評価及び教訓等を総合的に記載したもので、マスタープラン(最終案)とアクションプラン(最終案)を添付した内容とする。セネガル政府のンブール県における水産開発に係る政策判断・実施の材料となる様に完結した文書にまとめ上げる。冒頭にレポート全体の「要約」を含む。
- 部 数 : (和文) 簡易製本 6 部(在セ大使館 1 部、事務所 3 部、農村開発部 2 部)
(仏文) 簡易製本 13 部(セネガル 10 部、在セ大使館 1 部、事務所 2 部)

(キ) ファイナルレポート 提出時期: 2017 年 11 月

記載事項: プロジェクトの全体成果。承認されたマスタープランとアクションプランを添付する。

- 部 数 : (和文) 製本 7 部(在セ大使館 1 部、事務所 2 部、アフリカ部 1 部、農村開発部 3 部)
(仏文) 製本 26 部(セネガル 10 部、ドナー 10 部、在セ大使館 1 部、事務所 2 部、アフリカ部 1 部、農村開発部 2 部)
(CD-R) 33 部(セネガル 10 部、ドナー 10 部、在セ大使館 2 部、事務所 4 部、アフリカ部 2 部、農村開発部 5 部)

(2) 報告書作成上の留意点

- (ア) インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポート及びその他の業務報告書についての作成仕様は、A4 版、電子出力、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則として簡易製本(ホチキス、背テープ留め、二穴紙ファイル等で綴じる)するものとする。
- (イ) 報告書作成にあたっては次の点に留意すること。
- ① 各プロジェクト報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また仏文および英文は十分なチェックを行い、読みやすいものとする。
 - ② 報告書内で日本円以外の通貨を用いた金額等を記載する場合、報告書内に通貨換算率との適用年月日を記載すること。
 - ③ プロジェクト報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫すること。
- (ウ) 報告書作成に当たっては、JICA の定める「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠することとし、同仕様によりがたい場合は、事前に監督職員と相談することとする。

(3) その他、JICA への提出物

(ア) 議事録等

プロジェクト計画や実施体制に関し、セネガル関係者と重要な協議を実施した際には、議事録を作成し、JICA へ速やかに提出する。

(イ) コンサルタント業務従事月報

業務期間中の各月毎の業務内容、作業進捗状況及び技術移転状況の他、現地情勢、プロジェクト実施上の留意点等を取りまとめた総要約(A4 数頁)を付した調査月報を和文にて作成し、翌月 5 日までに(各年次の最終月報にあつては、契約金支払い請求に先立ち)、監督職員または分任監督職員に提出する。本月報には、当該月にセネガル関係機関との会議、その他関係する会議

が開催された場合、その記録も添付する。また、現地再委託調査を行った場合、当該月に提出された同調査の報告書も添付する。

(ウ)セネガル政府への提出文書
その写しを JICA へ速やかに提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

業務は2014年6月に開始し、2017年12月に終了する予定である。工程計画は以下の表の通り想定している。変更が必要な場合は理由と共にプロポーザルにて提案すること。

※Inc/R:インセプションレポート、P/R:プログレスレポート、Int/R: インテリムレポート、DF/R:ドラフト・ファイナルレポート、F/R:ファイナルレポート

実施年次 四半期	第1年次				第2年次				第3年次				第4年次			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	
カウンターパート協議	■															
現状把握・課題分析	■	■														
パイロットプロジェクト実施			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
水産施設の建設・整備（入札準備含む） 本邦研修			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
MP/AP策定		■														
報告書	Inc/R			P/R				Int/R	P/R				P/R		DF/R	F/R
中間評価																

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

95人/月(第1年次:約27.5人/月)

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、以下の分野を担当する団員を参加させることを想定している。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

(ア) 総括/水産開発(2号)

調査団を総括する。先方政府機関を巻き込んだプロジェクト運営を行うため、優れたコミュニケーション能力・交渉能力を有することが求められる。仏語のできる人材が望ましい。

(イ) 水産開発 2/資源管理(3号)

主に漁法改善アプローチ、品質管理アプローチ、流通改善アプローチ、証明制度改善アプローチを担当する。また資源管理促進を行う。水産開発/資源管理の専門性を有していること。

(ウ) 水産物輸出(3号)

主に品質管理アプローチ及び流通改善アプローチを担当する。

(エ) 組織強化

全ての活動における組織強化を行う。

(オ) マーケティング

新規市場・新製品開拓アプローチ(EU及び日本市場の調査、開拓を含む)及び認証制度活用アプローチを担当する。

(カ) バリューチェーン分析1

全アプローチを通じたバリューチェーン開発の成果を分析し、マスタープラン及びアクションプランへの反映を行う。

(キ) 水産施設(建築)

水産施設建設業務の中心的な役割を果たす。サイトの条件・状況に合った施設計画を立案する能力が求められる。

(ク) 水産施設(設備)

水産施設(建築)と協力し、水産施設の整備を担当する。

(ケ) 水産施設(施工監理)

水産施設(建築)及び水産施設(設備)と協力し、水産施設の施工監理を行う。

(コ) バリューチェーン分析2/業務調整

バリューチェーン分析1と協力し、全アプローチを通じたバリューチェーン開発の成果を分析し、マスタープラン及びアクションプランへの反映を行う。また、全業務の実施支援を行う。

(3) 通訳

必要に応じて、現地での通訳(英語⇄仏語)の備上を可とする。

3. 相手国の便宜供与

合意文書(R/D)に基づく内容とする。具体的には以下のとおり。

(1) 漁業・海事省のカウンターパートの配置

漁業・海事省水産局、調査計画室、企業水産加工局、州局・県局・支所レベルのカウンターパートを配置する。

(2) 便宜・免税・特権

(ア) 外国からの手当送金に対する税と収入税の免税

(イ) 専門家とその家族の車両1台を含む私財輸出入の課税免税

(ウ) 日本人専門家とその家族に必要な医療機関の利用と他の援助

(エ) 日本人専門家とその家族の滞在許可証の無料発給

(オ) 日本人専門家により持ち込まれる機材の輸出入の課税免除

(3) 事務所スペース、事務所家具、空調、電話回線、光熱費

(4) プロジェクトの実施の為の必要な予算配分

4. 配布資料等

(1) 配布資料

(ア) 要請書

(イ) 「バリューチェーン開発による水産資源管理促進計画詳細計画策定調査報告書」

5. 購入・輸送業務を委託する資機材

本業務の実施にあたり、購送資機材費(機材購入費および機材送料)(本邦調達分および現地調達分含む)は、本邦調達分と現地調達分を区別し、別見積りで提出すること。資機材の調達にあたっては、関連する JICA の会計規程、JICA が定める機材調達ガイドラインを遵守すること。なお調達に際しては、業務実施契約1件に含められる機材購入費の金額は、原則として1,500万円を上限とするが、右上限を超える機材購入費がプロポーザル見積りにて提案される場合には、契約交渉にて協議を行う。なお、車両2台についてはセネガル事務所が調達し、コンサルタントが管理を行う。供与機材としては、パソコン1台とコピー機1台を想定している。

6. 現地再委託

調査に関しては、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。想定される現地再委託としては、施設設計・施工管理を想定している。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行う事とし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行い、経費については別見積もりとすること。

7. 別見積り

以下(1)の業務については、現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積りを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること。なお、算出根拠についても、概算で構わない。

また、以下(2)及び(3)の業務については、今後、業務の具体的内容が固まった際に契約変更等により対応することとするため、見積価格を提示する必要はない。

- (1) パイロットプロジェクト(施設整備を伴わないもの)の調達機材費
- (2) 設計・施工管理(再委託費)
- (3) パイロットプロジェクト水産施設整備費(建設・機材整備)

8. その他の留意事項

(1) 中間評価および終了時評価について

プロジェクト進捗のモニタリングや実施状況評価のため、JICA は先方政府と合同中間評価を実施する(2016年1月頃を予定)。コンサルタントは、同評価への協力(調査団員との議論、関係機関・関係者との調整、資料作成等)を行い、調査団から呈された提言・助言について適切に対応する。

以上

